

議案第48号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第15号を次のように改める。

(15) 削除

別表第20号中「第11条の4第1項」を「第11条の3第1項」に改め、同表第73号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第15号の改正規定は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表第15号の規定は、この条例の施行の日以後の交付に係る手数料について適用し、施行の日前の交付に係る手数料については、なお従前の例による。